

令和2年第3回（9月）大磯町議会定例会

議案第37号説明資料

令和2年9月1日

大磯町手数料条例の一部を改正する条例

資料

改正概要	1
改正内容	1～2
新旧対照表	3

町民課

大磯町手数料条例の一部を改正する条例

1 改正概要

住民の転入・転出等による住民登録の変更に伴い必要となる個人番号「通知カード」に関する行政窓口での手続きに要する負担軽減及び個人番号カードの普及を実現するため、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が改正され、令和2年5月25日付で施行されたことに伴い、大磯町手数料条例について規定を改正します。

2 改正内容

大磯町手数料条例の別表第1（第2条関係）の一部を改正します。

- (1) 個人番号「通知カード」が廃止されたことに伴い、再交付に係る手数料の規定を削除します。

【現行】

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）第11条第1項第1号又は第3号から第7号までの規定に基づく通知カードの再交付	1枚につき 500円
--	------------



【改正後】

この規定を削除します。

(2) 省令の名称の改正に伴う規定の整備

「個人番号カード」の再交付手数料の根拠となる省令（平成26年総務省令第85号）の名称が改められたことにより、「個人番号カード」の再交付手数料について規定する項目中の省令の名称を改正します。

【現行】

<u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令第28条第1項の規定に基づく個人番号カードの再交付又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成26年政令第155号）第15条第2項から第4項までの規定に基づく個人番号カードの返納後の個人番号カードの再交付</u>	1枚につき 800円
---	------------



【改正後】

<u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）第28条第1項の規定に基づく個人番号カードの再交付又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成26年政令第155号）第15条第2項から第4項までの規定に基づく個人番号カードの返納後の個人番号カードの再交付</u>	1枚につき 800円
--	------------

(3) 施行日

公布の日

大磯町手数料条例 新旧対照表

改正案		現行	
第1条～第7条 省略		第1条～第7条 省略	
<p>附 則</p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>			
別表第1 (第2条関係)		別表第1 (第2条関係)	
手数料を徴収する事項	手数料の金額	手数料を徴収する事項	手数料の金額
省略		省略	
<p><u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）第28条第1項の規定に基づく個人番号カードの再交付又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成26年政令第155号）第15条第2項から第4項までの規定に基づく個人番号カードの返納後の個人番号カードの再交付</u></p>	1枚につき 800円	<p><u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）第11条第1項第1号又は第3号から第7号までの規定に基づく通知カードの再交付</u></p>	1枚につき 500円
<p><u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）第28条第1項の規定に基づく個人番号カードの再交付又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成26年政令第155号）第15条第2項から第4項までの規定に基づく個人番号カードの返納後の個人番号カードの再交付</u></p>	1枚につき 800円	<p><u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令第28条第1項の規定に基づく個人番号カードの再交付又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成26年政令第155号）第15条第2項から第4項までの規定に基づく個人番号カードの返納後の個人番号カードの再交付</u></p>	1枚につき 800円
省略		省略	
別表第2 省略		別表第2 省略	